



生きる、育つ、守られる、参加する。 子どもの権利条約

1条 この条約は18歳未満のすべての人を「子ども」とします。

子どもは...

2条 人種・性別・宗教・障害・貧富の差・考え方などによって差別されない権利を持っています。

3条 国や大人から、子どもにとって何が最も良いことなのかを考えてもらう権利を持っています。

4条 国にこの条約を守ってもらう権利を持っています。

5条 この条約にある権利を使ったり、守られるために、親などから心身の発達にあった適切な支援を受ける権利があります。

6条 生きる権利・育つ権利を持っています。

7条 名前や国籍を持ち、親を知り、親に育てられる権利を持っています。

8条 名前・国籍などをうばわれないように、国により守られる権利を持っています。

9条 親に問題がない限り、親と一緒に暮らす権利を持っています。

10条 他国に住む親や家族に連絡をとれ、会える権利を持っています。

11条 ひとりや他国に連れて行かれず、自分の国に戻る権利を持っています。

12条 自分の意見を自由に表す権利を持っています。

13条 色々な方法で情報や考えを伝える権利を持っています。

14条 考え方や宗教などを自分で選ぶ権利を持っています。

15条 グループを作り、集まる権利を持っています。

16条 知られたくないことを秘密にでき、また信用や評判を傷つけられない権利を持っています。

17条 色々な情報を手に入れることができ、よくない情報からは守られる権利を持っています。

18条 まず親に育てられる権利があります。そのため国は親をサポートします。

19条 親からの暴力やひどい扱いから守られる権利を持っています。

20条 親と一緒に暮らせない場合、国から代わりとなる親や家庭などを用意してもらう権利を持っています。

21条 養子になる場合、国が調べ、認めた新しい親のもとで育てられる権利を持っています。

22条 難民となって他国へのがれた場合、その国で特別な保護やサポートを受ける権利を持っています。

23条 心や体に障害があっても、社会に参加し、十分な生活を送る権利を持っています。

24条 いつでも健康でいるために保健・医療サービスを受ける権利を持っています。

25条 施設に入っている場合、そこでの扱いがよいものかどうか、定期的に調べてもらう権利を持っています。

26条 生活が難しい場合には、国からお金などのサポートを受ける権利を持っています。

27条 心や体を十分に成長させていけるような生活を送る権利を持っています。

28条 みんな同じように教育を受ける権利を持っています。

29条 教育の中で、自分の心や体の持つ力を伸ばしていく権利を持っています。

30条 少数民族や先住民族であっても、自分たちの文化を守り、宗教を信じ、言葉を使う権利を持っています。

31条 休んだり遊んだりすることができ、またスポーツ・文化・芸術活動に参加する権利を持っています。

32条 心や体によくない危険な仕事や教育が受けられないような仕事から守られる権利を持っています。

33条 麻薬や覚せい剤などから守られる権利を持っています。

34条 性的な暴力から守られる権利を持っています。

35条 ゆうかいされず、売り買いされない権利を持っています。

36条 誰からも幸せをうばわれない権利を持っています。

37条 ごうもんや死刑など、心や体にひどい扱いを受けない権利を持っています。

38条 自分の国が戦争をしている場合でも、戦争に巻きこまれず、兵士として連れていかれない権利を持っています。

39条 ひどい扱いで傷を負った場合、心と体の健康を取り戻す権利を持っています。

40条 裁判を受ける場合、社会に戻ることをまず考えてもらい、そのためのサポートを受ける権利を持っています。

41条 「子どもの権利条約」よりもっと良い法律や決まりがあれば、それを使う権利を持っています。

42条 「子どもの権利条約」を知る権利を持っています。

- この紙面では、国連「子どもの権利条約」を子どもたちにわかりやすくするために主語を「子ども」に変えています。
- 「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択されました。
- 現在、日本を含む、196の国と地域が守ると約束しています。
- この紙面での「国」とは、「子どもの権利条約」を守ると約束した国と地域のことです。
- この条約は全部で54条ありますが、43条から54条は特に、国・国際機関・その他の組織や団体に対する約束ごとなので、ここには掲載していません。



Save the Children

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン
www.savechildren.or.jp